

令和4年4月1日

社会福祉法人朝霞地区福祉会 一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型)

男女の雇用環境を整備し、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

2 内容

目標1：育児・介護休業に関する諸制度の周知徹底（次・女）

〈対策〉 令和3年4月 令和元年9月25日に一部改正した「育児・介護休暇に関する手引き」を正規職員及びパート職員を採用した時に配布し、制度の周知を継続実施することとする。

目標2：ノー残業デー及びノー残業週間の実施（次）

1 原則毎週水曜日をノー残業デーとし、午後5時45分までに退勤する

〈対策〉 令和3年4月「エコ・クールビス」実施要領を基に、今後も「ノー残業デー」について継続実施する旨、法人内で周知徹底することとする。

目標3：休暇の取得の促進（次・女）

1 年次休暇の取得の促進

- (1) 施設長会議等で年次休暇取得促進を喚起し、職場の意識改革を行う。
- (2) 家族の記念日や子の学校行事等、家族とのふれあいのための年次休暇の取得を促す。

2 連続休暇の取得促進

休日（日曜日、土曜日）と月曜日や金曜日を組み合わせての連続年次休暇の取得を図る。

3 各施設ごとの年次休暇取得状況を年1回報告する。

4 各施設ごとの年次休暇取得日数割合を、次の数値にすることを目標とする。

(1) 平均取得率 60.0%以上 (2) 平均取得日数 12.0日以上

〈対策〉 令和3年4月 平均取得率が目標に達成しなかったため、各施設において休暇を取得しやすい職場づくりを継続して実施する。

目標4：職員の子供による職場見学の受け入れ（次）

〈対策〉 令和3年4月 各施設において職場見学受入要領を基に周知し、円滑な受入体制を構築する。今後も夏期休暇期間等で柔軟な受け入れを継続することとする。